

## 財務課からお知らせです！

### その1 平成21年度固定資産税 償却資産の申告について

毎年1月1日現在、事業用償却資産を所有している法人及び個人の方は、地方税法第383条の規定により、岩美町内に所有する償却資産を、1月31日までに申告をしていただくことになっています。申告が必要な償却資産は、土地・家屋以外の資産で、事業に使うことができる有形固定資産のうち減価償却費として経費に算入されるものです。(自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものは除く。)また、平成21年度より一部資産の耐用年数が改正となりました。

### その2 はじまります！確定申告

【とき】2月16日(月)～3月16日(月)

【ところ】役場3階 大会議室

～税金の申告の時期がやってきます。

申告の用意をしておきましょう。～

#### ■農業所得がある方

農業所得の計算方法は、すべて収支計算(農業収入 - 必要経費 = 農業所得)になっています。営農口座取引集計表、領収書などにより、収入と経費をまとめ、事前に収支内訳書の作成をお願いします。

#### ■医療費控除を受ける方

平成20年中に支払った医療費の領収書を集め、合計額を計算しておいてください。

#### ●還付申告をされる方

・サラリーマンや年金収入だけの方でも

「住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築したとき」

「多額の医療費を支払った場合」

「年の途中で退職し、再就職していない場合」など

確定申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。確定申告期間は2月16日からですが、このような還付申告は1月から税務署で受け付けています。早めに申告すれば還付も早くなります。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』が便利ですので、ご活用ください。

《国税庁ホームページ》<http://www.nta.go.jp/>

### その3

e-Tax と 住基カード

(電子証明入り)



### 5,000円の税額控除の創設

平成20年分の所得税の確定申告の提出を、1月5日(月)から3月16日(月)までに、電子証明書を付し

てe-Taxで行った場合、所得税の額から5,000円(その年分の所得税額を限度)が控除されます。

なお、平成19年分にこの適用を受けた方は、平成20年分はこの適用を受けることができません。



### e-Taxで申告するには！

事前に準備いただくもの

- ・インターネットのできる環境
  - ・電子証明入り住基カード
  - ・ICカードリーダライタ(2,500円～4,000円程度)
- ～「e-Tax」をご利用いただくための3つのステップ～

Step 1

開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に提出してください(書面での提出もできます)。



Step 2

税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書が送付されます。

Step 3

e-Taxの初期登録(暗証番号の変更及び電子証明書の登録)を通知書に記載された期限までに行ってください。

・国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告することができます。



### 住基カード (電子証明入り) を取得するには！

・免許証・パスポート等公的証明書と印鑑(写真付をご希望の場合、顔写真1枚。無帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したもの)をご持参のうえ、役場住民生活課住民係窓口で申請手続きを行ってください。

・住基カードの交付は、申請から2、3週間かかりますので、早めに申請手続きを行ってください。

《住基カード手数料は平成23年3月末までは無料です》

・住基カード受領後、電子証明の申請手続きを行ってください。

《免許証・パスポート等公的証明書・電子証明手数料500円必要です》

詳しくは...



[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手順、ご利用手順、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

ネットで「ラクラク」はじめよう  インタックス で  検索  できます。

問い合わせ先 財務課 ☎73 - 1413  
鳥取税務署 ☎22 - 2141 (e tax)  
住民生活課 ☎73 - 1415  
(住基カード・電子証明)